

学校におけるいじめ対策マニュアル

鹿屋市立大黒小学校

A いじめ早期発見の対応（事前予防的対応）

- ① 日頃から子ども一人ひとりに深い関心を寄せる。
- ② サインを送っている子どもの話を共感的に聞き、支える。
- ③ 教職員全体が連携・協力して情報の共有化を図る。
- ④ 解決する方法を教児ともに考える。
- ⑤ 周りの子どもと一緒に事実関係を把握する。
- ⑥ 担任一人で抱え込まないで、生徒指導主任や養護教諭等の協力を求める。
- ⑦ 校長・教頭へすぐに事実を連絡する。
- ⑧ 関係の保護者に連絡を取り、理解と協力を求める。
- ⑨ 必要に応じ、校長・教頭の下に関係機関と連絡する。

B いじめ発見のチェックポイント（いじめられている子どもの出すサイン）

朝の会	・欠席、遅刻が増える。 ・遅刻ぎりぎりの登校が多くなる。 ・笑顔が見られず、うつむき加減の日が多くなる。 ・元気がなく声が小さくなる。
授業の開始時	・忘れ物が多くなる。 ・トイレや保健室に行きたがるようになる。 ・落ち着きがなく、そわそわするようになる。
授業中	・独り言が増える。 ・グループ学習ができなくなる。 ・全体の場で発表したがらなくなる。
休み時間	・一人でいることが多くなる。 ・プロレスごっこを受けることが多くなる。
給食時	・グループ内で孤立するようになる。 ・人気のないメニューの時、多くつがれるようになる。
清掃時	・目の前にゴミを捨てられるようになる。 ・周りの子どもに作業を押しつけられるようになる。
その他	・おどおどするようになる。 ・一人遊びが多くなる。 ・寂しそうな暗い表情をするようになる。 ・自分より小さい子どもに八つ当たりをするようになる。
持ち物	・持ち物や靴などを隠されるようになる。 ・ノートや教科書に落書きをされるようになる。

C 長期的対策（事前予防的対応）

1 楽しい学級づくり

子ども一人一人の欲求不満、ストレスをうっ積させることのない楽しい学級づくり、いじめを許さない学級づくりに努める。

2 分かる授業の充実

問題解決的な学習や体験活動を取り入れ、子ども同士のよさを認め合い、楽しく分かる授業の充実に努める。

3 学校、学級の学習環境の整備

掃除が行き届いたきれいな教室、設営がきちんとなされ、花などが生けられた温かい雰囲気のある学級や、花と緑に囲まれた学習環境づくりに努める。

☆緊急時の連絡体制及び連絡先☆

○連絡体制	
教職員 → 生徒指導主任 → 教頭 → 校長 → 関係機関	
○連絡・問い合わせ先電話番号	
鹿屋市教育委員会	43-2111
鹿屋市教育相談所	44-8799
高隈駐在所	45-2046
鹿屋警察署	44-0110
高隈中学校	45-2015
校区教育モニター	
地域教育モニター	
子ども110番の家（仮屋）	45-3181
子ども110番の家（吉ヶ別府）	45-2834

D いじめ発生時の緊急対策（対処療法的対応）

<p>＜いじめられた子どもへの対応＞</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 自ら訴えたことを誉め、全力でいじめから守ることを約束する。 ② いじめの内容やつらい思い等亲身になって聞くとともに、解決の方法について一緒に考える。 ③ 嫌なことをされたら、自分の気持ちをはっきりと伝えるように指導する。 ④ 活動の場をつくり、認め、励ますことによって自信や存在感をもたせるようにする。 	<p>＜いじめた子どもへの対応＞</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 「いじめは絶対に許さない」ということをはっきりと示す。 ② いじめられている子どもの気持ちを分かって、いじめることが相手の気持ちをどれだけ傷つけ苦しめているのかということに気づかせる。 ③ 子どもとの信頼関係を築き、心の安定や安らぎを感じさせる。 ④ 当番活動や係活動等の場でのよい行動を積極的に見つけ誉める。
<p>＜いじめられた子どもの保護者への対応＞</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 子どもの言動の変化、精神的な落ち込みや情緒的な不安定などを注意深く観察するように助言する。 ② 子どもとの会話を多くして、学校や登下校の様子をさりげなく聞き、悩みを受け止めるよう助言する。 ③ 些細なことでも担任に連絡、相談してくれるよう依頼する。 	<p>＜いじめた子どもの保護者への対応＞</p> <ol style="list-style-type: none"> ① いじめの事実を正確に伝え、いじめられた子どもやその保護者の悲しい気持ちに気づかせ、いじめは正当化できないことを指導する。 ② いじめを契機に親子関係を見直し、家庭での対応の仕方を改善するように助言する。 ③ 教師が仲介役となり、いじめられた子どもの保護者に謝罪させ、双方の保護者同士が心を通わせるように助言する。
<p>＜周りの子どもへの対応＞</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 教師は「いじめは絶対に許さない」という態度を示す。 ② 見て見ぬふりをするのは、いじめていることと同じであることに気づかせる。 ③ いじめを発見したら、教師や友だちにすぐに知らせることが大切であることを指導する。 ④ 一人ひとりがかげがえのない存在として尊重され、温かい友人関係を築くようにさせる。 	

E 深刻な事態に発展した場合の緊急対策（対処療法的対応）

1 当該の緊急な対応

ア 校内における対応

- ① 緊急対策のための「いじめ対策委員会」の設置
僅やかな情報を基に、事実の把握・問題解決のための役割分担の確認
- ② 職員への事実関係の説明と役割分担（報告・連絡・相談の徹底）
- ③ 全児童への事実説明（動揺しないように配慮）
- ④ 被害家庭への対応（誠意を込めて深刻度に応じた対応）
- ⑤ 報告文書の作成（事実即して必要事項を時系列に）

イ 教育委員会への対応

- ① 可能な限り迅速な第一報（日曜・祝日を問わず）
- ② その場の正確な報告
- ③ 中・長期的で組織的な状況把握と報告

ウ PTAなどへの対応

- ① PTA役員との連携（情報提供と今後の対策）
- ② PTA会員への情報提供と今後の対応の啓発

エ 関係機関、マスコミへの対応

- ① 警察との連携（危機発生時の状況及び状況の把握）
- ② マスコミへの窓口一元化による対応（立会人をおき、事実のみを話す）
- ③ 病院との連絡（当該者の状況把握と今後の見込み把握）

オ その他の対応

2 事後の対応

- ア 見舞いなどの誠意のある対応
- イ 補償など、専門家の助言を通じた対応
- ウ 危機再発防止のためのPTAや関係機関（地域モニター）などとの対応
- エ 施設整備や職員の指導体制の見直しに関する対応

3 その他の対応

- ア 短・中・長期的見直し、把握への対応
- イ 出費が予想される場合の経費への対応

